

令和5年7月20日（木）

○担当者 保健医療部保健政策課長 山口 雅樹
（担当：課長補佐（総括） 關口（内線 3112））

○担当者 総務部人事課長 佐藤 敬（処分関係）
（担当：課長補佐 會澤（内線 2275））

公務出張中の重傷交通事故に係る職員への懲戒処分について

この度、県職員が、令和4年9月1日に公用車で出張中に、横断歩道を横断しようとした歩行者と接触する交通事故を起こし、右脛腓骨遠位端骨折等の傷害を負わせたとして、過失運転致傷罪で在宅起訴され、罰金の略式命令を受けました。

県民の皆様への県に対する信頼を著しく損ねる行為であり、深くお詫び申し上げますとともに、重傷交通事故を起こした職員に対して、本日付けで減給3月の懲戒処分を行ったので、公表いたします。

今後、二度と同様の事件を起こさぬよう、再発防止策を講じてまいります。

記

1 事案の概要

(1) 交通事故を起こし刑事処分を受けた職員

会計事務局会計管理課 主査 萩野谷 昌代（50歳・女性）

（事故当時 保健医療部保健政策課医療指導監）

(2) 事故の概要

令和4年9月1日午後3時頃、普通乗用自動車（公用車）を運転し、水戸市内の道路を時速約40キロメートルで走行していたところ、進路前方の横断歩道の左側に立っていた被害者（当時小学1年生6歳）が、横断しないものと軽信し、横断歩道の手前で最徐行又は停止して安全確認して進行すべき自動車運転上の注意義務を怠って進行したことにより、同横断歩道を横断開始した被害者と衝突し、被害者に全治約90日間を要する右脛腓骨遠位端骨折等の傷害を負わせ、過失運転致傷の疑いで現行犯逮捕された。

(3) 略式命令

令和5年6月26日に過失運転致傷罪により水戸区検察庁から在宅起訴され、令和5年7月4日、水戸簡易裁判所から罰金70万円の略式命令を受けた。

2 処分

(1) 処分内容：減給3月

(2) 処分年月日：令和5年7月20日

3 再発防止策

- ・本日付けで交通法規の遵守について、改めて全所属に通知し、交通安全意識の徹底を図った。